

「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書」の修正について（報告）

1. 報告の趣旨

- 「2. 評価書の変更理由」で記す理由により、特定個人情報を保有する住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）の記載内容を変更するため、個人情報保護審議会 特定個人情報保護評価点検部会に変更内容を報告する。
- なお、本件評価書の変更内容については、資料 2～5 のとおり「重要な変更」には当たらないため、特定個人情報保護評価の手続きを要さず、点検部会への報告をもって変更を行うものとする。

2. 評価書の変更理由

- 日本年金機構の情報漏えい問題を受け、総務省が提示した「セキュリティの強化」対策を実施するため、本府では、個人番号関連システムの利用環境について、インターネットから分離し、USBメモリ等の使用を原則禁止する運用が、本年 12 月から開始する予定である。
これに伴い、個人番号利用事務について、現在 USB メモリを介して実施している「一括提供」の手法を見直す必要がある。
- 情報連携の開始に伴い、住基ネットと宛名システムの連携が必要となる。
⇒ 上記 2 点について、住基ネットと共有フォルダを専用線で接続する運用により対応することを予定しているが（詳細は、資料 1 参照）、本件運用変更を評価書に反映させる必要がある。

住基ネットの運用方法の変更について

1. 現在の住基ネットの利用方法

- 本人確認情報(氏名・生年月日・住所・性別)の利用
 - ①即時提供(単件照会)…住基端末を操作して情報を取得
 - ②一括提供(複数照会)…USBメモリを介して住基ネットから情報を取得

2. マイナンバー制度(情報連携)導入による状況変化

- 住基ネットで保有する本人確認情報に、「個人番号」が追加(H28.1～) ⇒住基ネットで「特定個人情報」を保有
- 日本年金機構の情報漏えい問題を受け、総務省からセキュリティの強靭化について提示
 - ・個人番号関連システムをインターネットリスクから分離
 - ・個人番号利用事務関連システムについては、端末におけるデータの持出し不可設定や二要素認証を導入 等
- ⇒大阪府では、IT推進課が強靱化に係るネットワーク整備を行っており、平成28年12月より運用開始予定
(個人番号利用事務:インターネット分離環境を整備。本環境下でのUSBメモリ等外部メディアの使用を禁止。)
- 情報連携実施のため、自治体では中間サーバー・宛名システムの整備、これらと住基ネットの連携が必要となる

3. 今後の住基ネットの利用方法(平成28年12月以降)

- (1)個人番号利用事務以外…従前どおりの運用

(2)個人番号利用事務

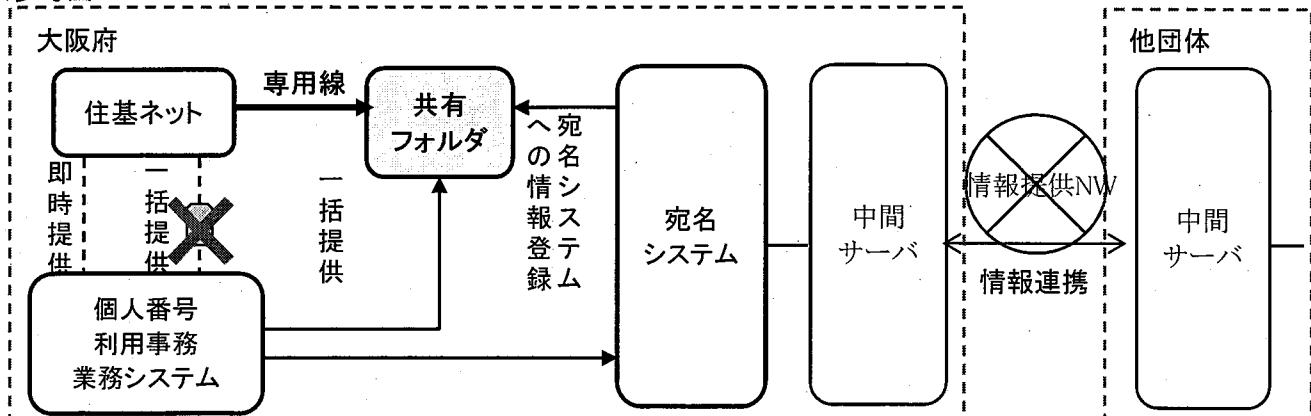
- ①即時提供(単件照会)…従前と同様(業務端末での単件検索)
- ②一括提供(複数照会)…USBメモリの使用禁止に伴い、下記運用に変更
 - ⇒従前「USBメモリ」を介し実施していた作業を「共有フォルダ」を介して実施。住基ネットとの間に専用線を敷設
 - ※共有フォルダ…個人番号利用事務ネットワーク内に設けたファイルの置き場。住基ネットから本フォルダへの専用線を敷設し、本フォルダを通じたやりとりを行うことで、住基ネットと各業務システム・宛名システムを直接接続することなく(セキュリティを確保した上で)、やりとりを行うことができる。

- ・原課が業務システムを利用し、一括提供依頼ファイルを共有フォルダへ置く
- ・原課が住基端末を利用し、一括提供依頼ファイルを共有フォルダから取り出す(市町村課立合い)
取り出したファイルを住基ネットに問い合わせ、回答ファイル(本人確認情報)を共有フォルダに置く
- ・原課が個人番号利用事務業務システムを利用し、共有フォルダより回答ファイルを取得する

③宛名システムへの本人確認情報登録…USBメモリの使用禁止に伴い、②と同様の運用に変更

- ⇒情報連携を実施するため、中間サーバーと宛名システムの設置が必要
- 宛名システムに本人確認情報を保存する際、住基ネットとの連携が必要
- ※住基ネットとのやりとりについては、上記②の一括提供と同じく、共有フォルダを利用して実施

※参考図



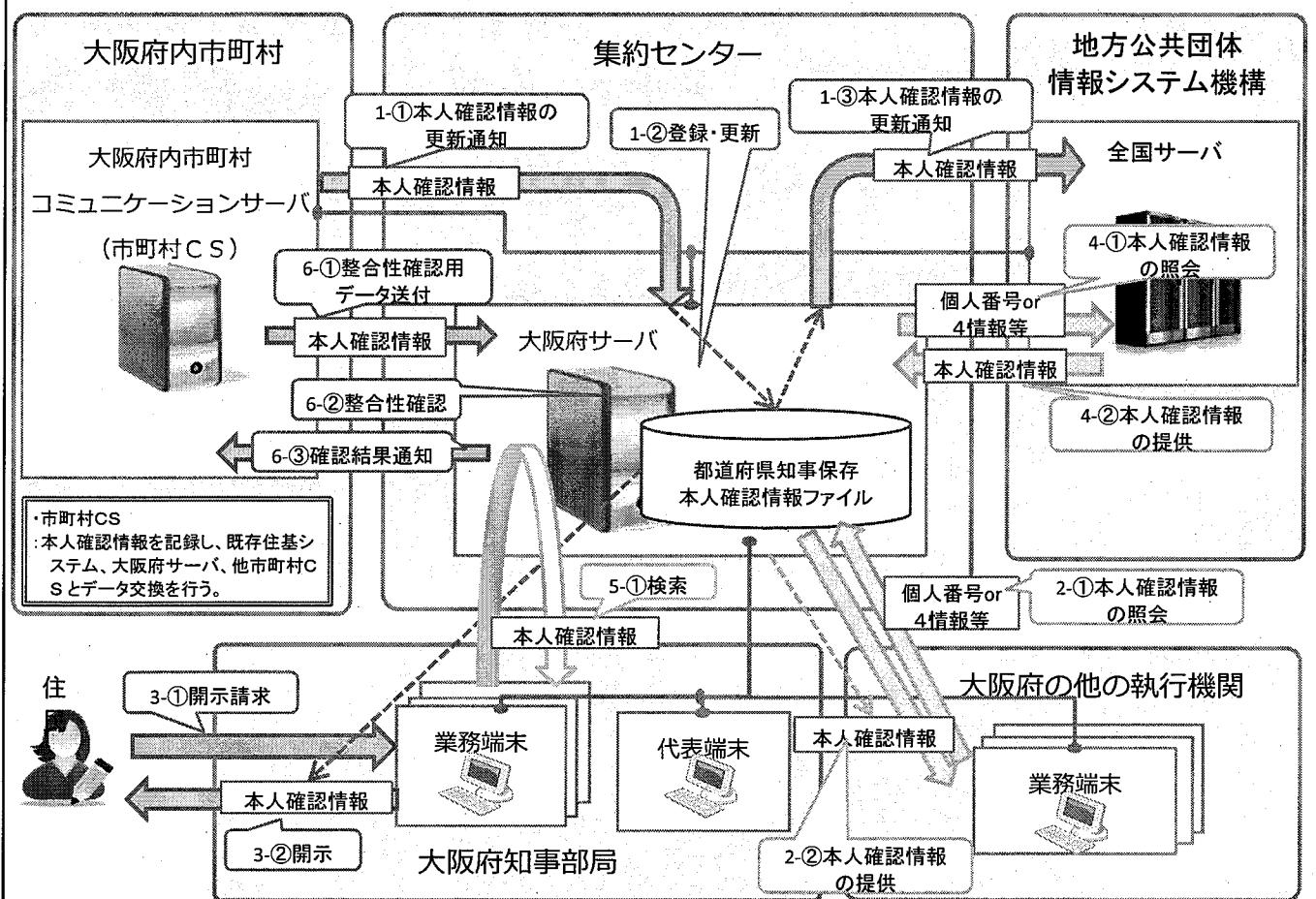
「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書」修正点抜粋

資料2

(別添3) 変更箇所

変更目	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 (備考)2.大阪府の他の執行機関への情報提供	2. 大阪府の他の執行機関への情報提供 2-①.大阪府の他の執行機関において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。 2-②.大阪府知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認対象者が他都道府県の場合は全国サーバーに対しても検索の要求を行つ。 ※検索対象者により本人確認情報を提供する方式により本人確認情報を提供端末を操作し、電子記録媒体を用いて提供する。	2. 大阪府の他の執行機関への情報提供 2-①.大阪府の他の執行機関において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。 2-②.大阪府知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認対象者が他都道府県の場合は全国サーバーに対しても検索の要求を行つ。 ※検索対象者により本人確認情報を提供する方式により本人確認情報を提供端末を操作し、電子記録媒体及び <u>事用端末</u> を用いて提供する。	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
	II 基本情報 (別添1)事務の内容 (備考)5.本人確認情報検索に伴う本人確認情報の表示	5. 本人確認情報検索に伴う本人確認情報の表示 5-①.個人番号又は4情報の組み合わせを検索キーに都道府県知事本人確認情報を検索する。 ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバーに対しても検索の要求を行つ。 ※検索対象者により本人確認情報を提供する場合には、大阪府知事において代表端末を操作し、電子記録媒体及び <u>事用端末</u> を用いて提供する。	5. 本人確認情報検索に伴う本人確認情報の表示 5-①.個人番号又は4情報の組み合わせを検索キーに都道府県知事本人確認情報を検索する。 ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバーに対しても検索の要求を行つ。 ※検索対象者により本人確認情報を提供する場合には、大阪府知事において代表端末を操作し、電子記録媒体及び <u>事用端末</u> を用いて提供する。	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託)に伴うものを除く。) ⑥提供方法	5.特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託)に伴うものを除く。) ⑥提供方法	5.特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託)に伴うものを除く。) ⑥提供方法	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託)に伴うものを除く。) ⑥提供方法	II 特定個人情報ファイルの概要 II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託)に伴うものを除く。) ⑥提供方法	II 特定個人情報ファイルの概要 II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託)に伴うものを除く。) ⑥提供方法	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出

(別添1) 事務の内容



- ・大阪府サーバ
大阪府内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、大阪府内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う(現在(平成26年6月時点)、全国にある都道府県サーバは1拠点(集約センター)に集約されている)。
- ・全国サーバ
機構に設置される、全国民の本人確認情報を記録、保存するサーバ。
- ・代表端末
住基ネットのうち、大阪府サーバが処理をする情報(ウィルスパターンファイル等)の送受信を行い、大阪府サーバと業務端末とを中継する(本人確認情報は代表端末を中継していない)ため、大阪府庁に設置する電子計算機。
- ・業務端末
住基ネットのうち、大阪府サーバ及び代表端末にネットワークで接続し業務を行う電子計算機及びこれに接続するプリンタ及び業務に必要な認証を受けるため、生体情報に不可逆演算処理を施した情報を読み取る機能を有する装置。

(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-①.大阪府内市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、大阪府内市町村CSを通じて大阪府サーバに通知する。
- 1-②.大阪府サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③.機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。

2. 大阪府の他の執行機関への情報提供

- 2-①.大阪府の他の執行機関において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 2-②.大阪府知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供する。

※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。

※一括提供の方式により本人確認情報を提供する場合には、大阪府知事において代表端末または総務部市町村課に設置する業務端末を操作し、電子記録媒体及び専用線を用いて提供する。

3. 本人確認情報の開示に関する事務

- 3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。
- 3-②.開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

- 4-①.機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 4-②.機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

5. 本人確認情報検索に伴う本人確認情報の表示事務

- 5-①.個人番号又は4情報の組み合わせを検索キーに都道府県知事本人確認情報を検索する。

※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。

※一括提供の方式により本人確認情報を提供する場合には、大阪府知事において代表端末または総務部市町村課に設置する業務端末を操作し、電子記録媒体及び専用線を用いて提供する。

6. 本人確認情報整合

- 6-①.市町村CSより、大阪府サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②.大阪府サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③.大阪府サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (3) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (1) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない										
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)										
①法令上の根拠	住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)										
②提供先における用途	大阪府知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。										
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日										
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[1,000万人以上]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>										
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上										
⑥提供方法	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 33.33%;"><input type="checkbox"/> 専用線</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 電子メール</td> <td><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ</td> <td><input type="checkbox"/> 紙</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)</td> </tr> </table>			<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 専用線	<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 専用線										
<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)										
<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙										
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)											
⑦時期・頻度	市町村長からの通知に基づいて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、隨時。										
提供先2	大阪府の他の執行機関(大阪府教育委員会など)										
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)										
②提供先における用途	住基法別表第六に掲げる、自都道府県の他の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。										
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。										
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[1,000万人以上]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>										
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上										
⑥提供方法	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 33.33%;"><input checked="" type="checkbox"/> 専用線</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 電子メール</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> フラッシュメモリ</td> <td><input type="checkbox"/> 紙</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)</td> </tr> </table>			<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 専用線	<input type="checkbox"/> 電子メール	<input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	<input checked="" type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 専用線										
<input type="checkbox"/> 電子メール	<input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)										
<input checked="" type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙										
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)											
⑦時期・頻度	自都道府県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、隨時。										
提供先3	住基法上の住民										
①法令上の根拠	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)										
②提供先における用途	開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。										
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日										
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[1,000万人以上]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>										
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上										
⑥提供方法	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 33.33%;"><input type="checkbox"/> 専用線</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 電子メール</td> <td><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 紙</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> その他 (大阪府住民基本台帳法施行細則に基づく本人確認情報確認書の閲覧)</td> </tr> </table>			<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 専用線	<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input checked="" type="checkbox"/> 紙	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (大阪府住民基本台帳法施行細則に基づく本人確認情報確認書の閲覧)	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 専用線										
<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)										
<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input checked="" type="checkbox"/> 紙										
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (大阪府住民基本台帳法施行細則に基づく本人確認情報確認書の閲覧)											
⑦時期・頻度	当該住民から開示請求があった都度、隨時。										

移転先1	大阪府の知事部局の他の部署				
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)				
②移転先における用途	住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。				
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。				
④移転する情報の対象となる本人の数	<p>[1,000万人以上] <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>				
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上				
⑥移転方法	<p>[] 庁内連携システム [<input checked="" type="radio"/>] 専用線</p> <p>[] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)</p>				
⑦時期・頻度	大阪府の知事部局の他の部署から検索要求があつた都度、隨時。				
6. 特定個人情報の保管・消去					
①保管場所 ※	<p>セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>大阪府においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。</p>				
②保管期間	期間	<p>[20年以上] <選択肢></p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>			
	その妥当性	<p>住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。</p> <p>住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。</p>			
③消去方法	都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し、復元できないように消去する仕組みになっている。				
7 備考					

評価書中の重要な変更の対象である記載項目について

(個人情報保護委員会「特定個人情報保護評価指針」抜粋)

別表

(第6の2(2)関係)

特定個人情報保護評価書の名称	重要な変更の対象である記載項目
1 重点項目評価書	1 個人番号の利用 2 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 3 特定個人情報ファイルの種類 4 特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲 5 特定個人情報ファイルに記録される主な項目 6 特定個人情報の入手元 7 特定個人情報の使用目的 8 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無 9 特定個人情報ファイルの取扱いの再委託の有無 10 特定個人情報の保管場所 11 リスク対策（重大事故の発生を除く。）
2 全項目評価書	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容 2 個人番号の利用 3 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 4 特定個人情報ファイルの種類 5 特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲 6 特定個人情報ファイルに記録される主な項目 7 特定個人情報の入手元 8 特定個人情報の使用目的 9 特定個人情報の使用部署 10 特定個人情報の使用方法 11 特定個人情報の窓口 12 特定個人情報の統計分析 13 特定個人情報の使用による個人の権利利益に影響を与える得る決定 14 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無 15 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲 16 特定個人情報ファイルの取扱いの再委託の有無 17 特定個人情報の保管場所 18 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（重大事故の発生を除く。） 19 その他のリスク対策

2. 新規保有時以外

- 過去に特定個人情報保護評価を実施した特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、特定個人情報保護評価の再実施を行うのは以下の場合。
 - (1) 特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとする場合、当該変更を加える前に再実施しなければならない。
 - (2) しきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断された場合は、速やかに再実施しなければならない。
 - (3) 直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努める。

評価の 再実施	重要な変更 (個人番号の利用、特定個人情報の使用目的等) <u>しきい値判断の変更</u>	重点項目評価／全項目評価	
		基礎項目評価	重要な変更を加える前に再実施が必要
一定期間(5年)経過前		—	新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断された場合、速やかに再実施が必要
<u>重要な変更に当たらない 変更</u>			評価を再実施するよう努める
修正	評価書の見直し <u><行政機関のみ> 事前通知事項の変更</u>	必要なし	速やかに修正し委員会へ提出した上で公表が必要
			少なくとも1年に1度、記載事項を実態に照らして見直し、変更が必要か否かを検討するよう努める。
			変更前に修正

個人番号利用事務所管課における住基ネット利用方法について

個人番号利用事務の所管課による、住基ネットからの基本4情報取得に係る処理概要は以下のとおり。

- ①. 一括提供要求ファイル作成
個人番号利用事務端末を用いて、業務システムまたは統合宛名システムを利用し、一括提供要求ファイルを作成する。
- ②. 住基連携用サーバー（共有フォルダ）への格納
作成した一括提供要求ファイルを住基連携用サーバー（共有フォルダ）に格納する。
- ③. 住基連携用サーバー（共有フォルダ）からの取得
住基端末を用いて、一括提供要求ファイルを住基連携用サーバー（共有フォルダ）から取得する。
- ④. 本人確認用照会要求ファイルの作成/住基ネットへの送信
一括提供要求ファイルを住基端末から住基ネットへ送信する。送信後、本人確認用情報照会結果ファイルを受信する。
- ⑤. 住基連携用サーバー（共有フォルダ）への格納
受信した本人確認用情報照会結果ファイルを住基連携用サーバー（共有フォルダ）に格納する。
- ⑥. 住基ネット4情報取得
個人番号利用事務端末を用いて、住基連携用サーバー（共有フォルダ）から、本人確認用情報照会結果ファイル取得する。

【概要図】

